

令和4年度佐賀県貨物自動車運送事業者燃油高騰対策緊急支援金交付要綱

公益社団法人佐賀県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人佐賀県トラック協会（以下「佐ト協」という。）が佐賀県の間接補助団体として、原油価格高騰により収益が悪化している貨物自動車運送事業者に対し、緊急措置として負担軽減及び事業継続を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付することを目的とし、その補助金については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）令和4年度佐賀県貨物自動車運送事業者・バスタクシー事業者燃油高騰対策緊急補助金交付要綱（以下「佐賀県要綱」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業者を含む。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいい、次のいずれかに該当するものは除く。
 - ① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 - ② 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- (2) 貨物自動車運送事業者 佐賀県内に本社・本店を有し、国土交通大臣から貨物自動車運送事業の許可を受けている者（県外に本社・本店を置き、佐賀県内に営業所の認可を受けている者を含む。なお、個人事業者については、県内在住者とす

(補助対象事業者)

第3条 この補助金の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の(1)～(3)の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 中小・小規模企業者等（貨物自動車運送事業者に限る。）であること。

(2) 次のいずれかの要件を満たすこと。

- ① 令和4年4月から7月までに実際に購入（仕入）した燃油単価が令和3年4月から7月までに実際に購入（仕入）した燃油単価より20%以上増加し、かつ、令和4年4月から7月までのうち連続する3箇月間の売上高（運送収入）に占める仕入額（燃料費）の割合が前年同期間の割合より増加していること。
- ② 令和4年4月から7月までのうち連続する3箇月間の仕入額（燃料費）が前年同期間の仕入額（燃料費）より20%以上増加し、かつ、令和4年4月から7月までのうち連続する3箇月間の売上高（運送収入）に占める仕入額（燃料費）の割合が前年同期間の割合より増加していること。
- ③ 令和4年4月から7月までのうち連続する3箇月間の売上高（運送収入）に占める仕入額（燃料費）の割合が前年同期間の割合より20%以上増加していること。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 佐賀県の「原材料等高騰対応緊急応援金」の交付を受けた又は受ける予定がある
- ② 農林漁業者（日本標準産業分類において、大分類Aー農業、林業及び大分類Bー漁業に該当する事業者）
- ③ 医療・福祉サービス業者（日本標準産業分類において、大分類Pー医療、福祉に該当する事業を行う事業者。ただし、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所（日本標準産業分類番号：8351）及びその他の療術業（日本標準産業分類番号：8359）を運営する事業者、又は薬局等で小売りのみの事業収入（売上）である場合は除く。）
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（当該営業の受託営業を含む。）に該当する事業を行う事業者
- ⑤ その他、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体、本補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと佐ト協が判断する者

2 補助対象事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。また、次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(交付の対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費及びこれに対する補助金額は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金対象となるのは佐賀県内の営業所に保有する事業用自動車に限る。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助対象事業者は、補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に定める書類を添付し、佐ト協に提出しなければならない。

添 付 書 類	
①	事業者情報書【様式1-1】
②	補助事業実績報告書【様式1-2】
③	誓約書【様式1-3】
④	対象要件確認シート【様式1-4】
⑤	貨物自動車運送事業にかかる許可書（認可書）の写し
⑥	対象期間（令和4年4月～7月）と比較対象期間（前年同期間）において実際に購入した燃油の単価（最高値、最安値）が分かる確認書類 ○請求書、領収書等の写し（申請事業者宛のもの）
⑦	対象期間（令和4年4月～7月のうち連続する3か月）の仕入額（燃料費）及び売上高（運送収入）の確認書類 ○月別の仕入台帳・売上台帳・月別の試算表の写し
⑧	比較対象期間（前年同期間）の仕入額（燃料費）及び売上高（運送収入）の確認書類 ○月別の仕入台帳・売上台帳・月別の試算表の写し ○当該年度にかかる運輸局の受付印が押された事業報告の写し ※法人税、所得税に関する確定申告書の写しを求める場合もあります
⑨	令和4年4月から同年7月における燃料購入量が確認できる確認書類 ○納品書・請求書等の写し（申請事業者宛のもの）
⑩	上記⑨の費用について支払ったことが分かる確認書類 ○領収書又は振込依頼書等の写し
⑪	振込先口座の通帳の写し（銀行名、支店名、口座番号、口座名義（フリガナ）全てが分かるページ）
⑫	その他、佐ト協が必要と認める書類

- 2 前項の補助金交付申請書兼請求書の提出部数は1部とし、その提出期間は令和4年8月1日（月）から同年9月30日（金）まで（必着）とする。
- 3 佐ト協は、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請及び実績報告に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定及び額の確定をすることがある。

（補助金の交付条件）

第6条 佐賀県補助金等交付規則（以下「規則」という。）第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。

（申請の取下げ）

第7条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から10日以内とする。

（補助金の交付）

第8条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第1号のとおりとする。ただし、第4条第4項の規定により交付申請額から減額があった場合は、交付決定額を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第9条 佐ト協は、次に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、本人の責に帰すべき事由でない場合はこの限りではない。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく佐ト協の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 前項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

（補助金の返還）

第10条 佐ト協は、交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関しその返還を命じるものとする。

- 2 前項の命令を受けた補助対象事業者は、佐ト協が指定する期日までに遅滞なく補助金を返還しなければならない。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、佐ト協が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から適用する。

別表 (第 4 条関係)

補助対象経費	令和 4 年 4 月から同年 7 月までに購入した燃料の購入に要した経費	
補助金額	【算定方法】 令和 4 年 4 月から同年 7 月までに購入した燃料の購入量 (証拠書類等によって購入量が確認できるものに限る。) に補助単価を乗じて得た額 (千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。) の合計額 ※注 1 ※ 佐賀県内の営業所に保有する事業用自動車に限る。	
	【補助単価】	
	ガソリン、軽油、重油、灯油、オートガス	10 円/ℓ
	LP ガス (液化石油ガス)	20 円/m ³
※燃料の購入単位がこれによらない場合は別途換算		
【補助上限額】 1 事業者あたり 200 万円		
【補助金額の算定から除くもの】 ・乗合バス、離島航路運航の事業に要した燃料 ・タクシー業の LP ガス (液化石油ガス)		